(案)

釧路総合振興局管内の二級河川における 減災に係る取組方針(案)

二級水系

平成30年3月20日

釧路川外減災対策協議会

(釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、 北海道警察釧路方面本部、北海道釧路方面釧路警察署、 北海道釧路方面弟子屈警察署、北海道釧路方面厚岸警察署、 釧路総合振興局、釧路地方気象台、釧路開発建設部)

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、洪水流による家屋の倒壊・流出が広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

平成28年8月には、岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になり、また、北海道においては、観測史上初めて1週間の間に3個の台風が上陸し、その1週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、十勝川水系芽室川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。

今後、気象変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的 に高まることが懸念されている。

釧路総合振興局管内(以下、「釧路管内」)の二級河川においては、これまで、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関して、堤防整備や河道掘削などのハード対策を中心として段階的に整備を進めてきたが、このような災害に対応するために、水防災意識社会再構築の取組を加速し北海道が管理する中小河川においても本格展開することとし、流域住民の安全安心を担う釧路市長、釧路町長、厚岸町長、浜中町長、標茶町長、弟子屈町長、鶴居村長、白糠町長や釧路総合振興局長、釧路地方気象台長、釧路開発建設部長は、「釧路川外減災対策協議会」(以下、「協議会」という。)を平成29年6月28日に設置し、この協議会を水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」に位置づけた。

協議会では、釧路管内の二級河川流域の地形的特徴や洪水による特徴、課題を抽出し、「釧路管内の二級河川流域での大規模水害時の急激な水位上昇や広範囲は浸水に対して、「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す」ことを目標とし、避難勧告の発令等を担う市町と、道、国が一体となって行う以下の主な取組内容をとりまとめた。

・ハード対策として、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する危機管理型水位計の整備、洪水 を河川内で安全に流すための河道掘削を実施するほか、以下のソフト対策を実施する。

(ソフト対策)

- ・水位周知河川(※)においては、想定最大規模の洪水に対する浸水範囲・浸水深等の情報を踏まえ、避難場所等の見直しを実施し、ハザードマップの更新及び町の避難判断・伝達マニュアル(水害編)の充実や、避難勧告着目型タイムラインの作成及び充実を図る。水位周知河川以外の河川においては、水位周知河川に指定する河川の検討を進めながら、水害危険性を周知するための情報提供方法の検討を行う。また、避難時間確保に資するべく、水防資機材の充実や水防訓練の継続実施を図る。
 - (※)水位周知河川:河川管理者が避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に、水位情報の通知 及び周知を行う河川
- ・防災意識の醸成により主体的な避難行動を促すために、住民対象の避難訓練及び講習会・研修の実施や幼少期からの防災教育を充実させるとともに、観光客や市町村外への通勤、通学等の住民に対する情報発信方法の検討を行う。

本取組方針については、今後の取組状況を踏まえ随時見直しを行うこととしており、 毎年出水期前には、進捗状況を共有するなどフォローアップを行う。



図 釧路管内の二級河川

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員	
釧路市	市長	
釧路町	町長	
厚岸町	町長	
浜中町	町長	
標茶町	町長	
弟子屈町	町長	
鶴居村	村長	
白糠町	町長	
釧路総合振興局	局長	
北海道警察釧路方面本部	警備課長	
北海道釧路方面釧路警察署	署長	
北海道釧路方面弟子屈警察署	署長	
北海道釧路方面厚岸警察署	署長	
釧路地方気象台	台長	
釧路開発建設部	部長	

(オブザーバー)

機関

釧路市消防本部 釧路東部消防組合 釧路北部消防事務組合 陸上自衛隊第27普通科連隊

3. 釧路管内の二級河川の概要と主な課題

◆流域および河川の特徴

釧路管内を流れる二級河川は、茶路川、阿寒川など 12 水系 27 河川であり、釧路平野より西部の山地および南東部の段丘を流下する河川である。

これらの河川は以下の特徴を有する。

① 河床勾配や地形勾配が急である

河床勾配や地形勾配が急であるため、短時間で水位が上昇しやすく、侵食力が高い。

② 市街地が広がる支川合流部や河口付近の平地を流下する

・市街地が広がる支川合流部や河口付近の平地を流下しており、氾濫水が拡散しやすく、浸水が広範囲に及ぶことが懸念される。

◆過去の被害状況と河川改修の状況

尾幌川では、昭和61年9月の台風15号による出水により、家屋浸水など多大な被害が発生し、茶路川、庶路川においては昭和63年11月の出水で浸水被害が発生した。また、平成以降では、阿寒川において平成21年6月に溢水氾濫による浸水被害が生じている。

これらの被害状況を鑑み、平成12年10月に「庶路川河川整備計画」、平成26年1月に「春採川河川整備計画」を策定し、対象期間を30年間とする河川整備の当面の目標を決定し、掘削、築堤、護岸などの対策を実施しているほか、阿寒川をはじめとする他の河川においても、流下断面が不足している箇所の掘削などの対策を実施している。

平成28年8月、9月には、台風や低気圧により、茶路川、尾幌川では氾濫危険水位を 一時超過するなどの洪水に見舞われ、庶路川において河岸侵食による被害が生じた。

◆釧路管内の二級河川流域の社会経済等の状況

釧路管内には、約25万人が居住しており、昭和59年以降減少傾向にあるものの大規模な草地型酪農が盛んであり年間約54万トンの生乳生産量がある。また、管内には、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園や厚岸道立自然公園、更には4つのラムサール条約登録湿地など、豊かな自然を背景に体験観光が盛んで、毎年、道内外をはじめ海外からも数多くの観光客が訪れている。そのため、これらの流通・運搬、観光アクセスなどに浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響が懸念される。

- ◆釧路管内の二級河川流域での大規模水害時の主な特徴と課題
 - ◇二級河川流域では、河床勾配及び地形勾配が急であることから、急激に水位上昇し、 氾濫水が短時間で流入するため、早期に避難困難水位に達するおそれがある。

また、主要な道路が近接している箇所では、浸水や侵食により、市街地・集落が分断されるおそれがあり、社会経済への影響が懸念される。

- ◇市街地が広がる支川合流部及び河口付近の平地では、氾濫水が拡散しやすく、浸水が 広範囲に及ぶことから、多くの住民が避難を余儀なくされ、公共施設や主要な道路が 浸水被害を受けるおそれがあり、社会経済への影響が懸念される。
- ◇居住市町村外への通勤、通学、通院、買い物等を行う住民に対して、発災時の情報発信不足による避難の遅れが懸念される。また、釧路管内は釧路湿原国立公園をはじめとした豊かな自然に恵まれた地域で、国内外から多くの観光客が訪れる地域であり、観光客に対して、水害リスクや発災時の行動に関する情報発信を適切に行うことが重要である。

これらの課題に対して、本協議会では、釧路管内の二級河川の大規模水害に対し「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、取組内容について検討を行った。

4. 現状の取組状況等

釧路管内の二級河川における減災対策について、各機関が現在実施している取組及び、 取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下のとおりである。(別紙1参照)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○、課題:●(以下同様)

項目	現状○と、課題●	
洪水時における河川管理 者等からの情報提供等の 内容及びタイミング	 ○ 避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位に達した時等に水位通知及び周知を行っている。【水位周知河川:尾幌川、茶路川、〇 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、注間帯、雨量などの予想最大値等について危険度を色分けした時間供している。また、5日先までの「警報級の可能性」を提供している。また、5日先までの「警報級の可能性」を提供している。また、5日先までの「警報級の可能性」を提供している。に適益している。また、6日代のでは、100円では、100	庶路川】 ピークで 系列る。河 は、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	● 防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される	А
	● 防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がるよう、情報提供 の内容やタイミングを予め整理する必要がある。	В
10t####################################	○ 自治体では、避難勧告等の発令者、発令基準を地域防災計画や過等の判断・伝達マニュアル(洪水編)に定め、その内容に基づきている。 ○ 釧路総合振興局では、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成(【作成例】を提供し自治体の作成を支援している。	き発令し 水害編)
避難勧告等の発令基準 	○ 釧路開発建設部では、多機関連携型タイムライン作成について、 川での展開に向けて、検討状況を情報提供している。 ● 現行の地域防災計画には、水位に対応した避難勧告等の発令 基準や発令対象地区が明確に記載されていない。	、二級河 C
	● 避難勧告に着目したタイムラインや避難勧告等の判断や伝達 方法等を予め整理することが求められる。	D

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	「囲寺に関する事項 現状〇と、課題●
7,1	
	 ○ 避難施設について地域防災計画や避難勧告等の判断・伝達マニュアル(洪水編)に定めている。 ○ 浸水想定区域を公表し、自治体に通知している。 【水位周知河川:尾幌川(平成21年3月)茶路川(平成17年7月) 庶路川(平成15年3月)】 ○ 想定最大規模の洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を作成中。 【水位周知河川】 ○ 水位周知河川以外の河川においても、想定し得る浸水区域や浸水深など水害危険性の周知について検討中。 ○ 釧路町では近年の内水被害を踏まえ、平成28年4月に内水ハザードマップを作成し、防災意識向上のため、町内全戸配布し周知している。
避難場所・避難経路	 これまで作成、配布済みの洪水ハザードマップは、今後、想定最大規模の洪水における避難場所や避難経路の検討が必要である。 浸水想定区域図が公表されていない河川が氾濫した場合の避難場所・避難経路の検討に苦慮することが懸念される。
	● 洪水浸水想定区域図に記載された浸水深等の情報がリスクと して充分に住民等に認識されないことが懸念される。
	 ● 避難経路が通行できない場合の予備の避難経路や避難場所の 指定が不十分であり、いざという時に避難路が浸水しているな ど、迅速な避難ができないことが懸念される。 ● 避難経路に位置する橋が通行止めとなった場合、要配慮者利 用施設などの避難に時間を要することが懸念される。
住民や観光客等への情報伝達の体制や方法	 ○ 避難に関する情報及び避難の際の注意事項等を広報車・消防車、防災行政無線、FM くしろ、ホームページ、登録制メールなどにより情報伝達している。 ○ 釧路市では、高齢者等に配慮し、FM くしろの活用のほか、固定電話やFAX を活用した避難情報の提供をしている。 ○ 河川水位、雨量情報を川の防災情報を通じて伝達している。また、北海道防災情報システムの登録制メールで氾濫危険水位等に達した際に通知できるようにしている。【水位周知河川】 ○ 白糠町では、ホームページをリニューアルし、町内の気象情報、水位・雨量情報などの防災情報をまとめている(H29)。
AEO/FF III ()J/A	 ■ 高気密性住宅が多いことに加え、大雨・暴風により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。 ■ 登録制情報配信メール、ホームページ、緊急速報メール等により各種防災情報を発信しているが、観光客や要配慮者へ伝えたい情報が正しく伝わっているか懸念される。
	● 防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される(再掲)

項目	現状○と、課題●
防災教育及び講習会・研 修・訓練等に関する事項	 ○ 釧路市では学校の授業や出前講座を通じた防災教育・研修等を実施している。 ○ 災害時の避難所運営のあり方を考えることで事前の備えの重要性を学ぶため、避難所運営ゲーム(HUG)北海道版の取組を行っている。 ○ 白糠町では防災教育「ちびっこワンデー」を実施している。 ● 住民の防災意識向上のため、住民対象の講習会・研修・訓練及
	び幼少期からの防災教育を実施・継続していくことが求められ I る。
	〇 避難誘導は、地域防災計画に基づき市町職員(消防を含む)、警察官、 水防団員(=消防団員)が実施する。
避難誘導体制	 水防団員が減少傾向にあるため、想定最大規模の洪水時において避難誘導時の人員が不足することが懸念される。 地域防災計画には、市町職員、警察、水防団それぞれの役割が明確に規定されておらず、出動時の混乱が懸念される。

② 水防に関する事項

(2) 水防に関する事項			
項目	現状○と、課題●		
	〇 基準観測所の水位により水防警報を発表し、水位情報の通知及び周知を		
	行っている。【水位周知河川:尾幌川、茶路川、庶路川】また、その他、		
	水位計を設置している河川について、ホームページを通じ伝達している。		
	○ 川の防災情報により水位、雨量情報をホームページを通じて伝達してい		
	る。		
	〇 3時間先までの「洪水警報の危険度分布」をホームページ等で提供して		
河川水位等に係る	いる。また、6 時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁防災情報提		
情報提供			
	□ ○ 河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水防団や住民に対して伝達		
	系統図により情報伝達している。		
	● 河川水位、洪水予報、水防警報等の情報等、個々の水防団員へ		
	の周知が不十分である。		
	● 水位計が設置されていない河川において、洪水時にリアルタ		
	イムに水位情報を得て、危険度を把握することができない。		
	○ 水防上特に注意が必要箇所を重要水防箇所に指定し、北海道のホームペ		
	ージで公表している。		
	○ 自治体では、重要水防箇所は適宜、現地の状況を確認している。		
	〇 洪水時は基準水位に達したとき、または、下降した時点で河川巡視を行		
	っている。		
	〇 大雨時など、開建関係箇所における道路等パトロールを活用し川の情報		
	を伝達している。		
重要水防箇所	〇 警察では、平常時から水害危険箇所を把握し、パトロールを実施してい		
	る。		
	● 近隣住民、水防団へのリスク情報の周知が十分とは言えない。		
	● 水防活動員 (職員等) による水位観測時の避難を含めた安全対 L		
	策が不十分である。		
	● 洪水時の堤防や河川水位の状況など、河川管理者と関係自治		
	体及び、関係機関の間での速やかな情報共有が十分になされな M		
	い懸念がある		

項目	現状○と、課題●
	 水防連絡協議会で毎年水防資機材の保有状況について確認をしており、水防資機材は釧路地区防災資器材備蓄センター、出張所倉庫、釧路地区水防拠点、標茶防災ステーションに保有している。 釧路開発建設部では、災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車)を水防拠点、河川防災ステーションに配置している。 水防資機材は役場倉庫等に保有している。また、主要箇所に土のうステーションを設置している。
水防資機材の整備状況	 災害対策用機械は、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、自治体と連携した機械訓練を実施の上で、常時、災害発生による出動体制を確保する必要がある。 排水活動が多地点で行われる場合の災害対策用資機材の不足が懸念されるとともに、資機材の共有方法や相互支援の方法が確立されていない。 近年、大規模洪水が発生していないことから、土のう製作をはじめとする水防資機材の使用に関する知識・技術が不十分である。
その他	 ○ 災害時の物資提供や職員派遣などについて、「釧路管内 8 市町村防災基本協定」を締結している。 ○ 災害時にリエゾン派遣やテックフォースによる自治体支援を実施している。 ○ 標茶町では、自主防災組織のカバー率の向上や企業、商店街との協定を締結し、災害発生時の協力体制を整えている。 ○ 大雨、長雨により河川水位の上昇が予想される場合に、現地の状況観察を行い、不測の事態に緊急に対処できる体制を整えている。 ○ 災害時に関係機関等との連携を迅速に行うため、河川洪水対応演習、公開水防演習、防災エキスパートの意見交換会を実施している。 ○ 厚岸町では、頻繁に氾濫する河川(普通河川)に簡易な監視カメラを設置している(H29)。 ○ 浜中町では、ノコベリベツ川(普通河川)に、監視カメラ、雨量計、水位計を設置している(H29)。 ● 不測事態に緊急に対処できる体制を整えているが、経験した
	ことのない洪水により、対処できる体制を越える事態も懸念さ れる。

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と、課題●
排水施設、排水資機材の 操作・運用	 水防資機材は資材庫等に保有しており、非常時に水防団等への貸し出しが可能である。 水防体制強化のため、水防資機材を活用し、排水訓練を実施している。 災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車)の内水排除対策を実施している。 樋門の操作点検を出水期前に実施している。
	● 大規模浸水時に効率的に排水を行うため、関係機関の連携による排水手段の検討を行う必要がある。

④ 河川管理施設の整備に関する事項

-7.0	TO 11 O 1 = EEE C
月 項目	現状○と、課題●
堤防等河川管理施設の 現状の整備状況及び	○ 流下能力が不足している道管理区間において、河道掘削等を実施している。
今後の整備内容 	● 計画断面に対し、高さや幅が不足している堤防や流下能力が 不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。

5. 減災のための目標

各機関が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

◆5年間で達成すべき目標

釧路管内の二級河川の大規模水害時の急激な水位上昇や広範囲な浸水に対しての「迅速・確実な避難」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※大規模水害・・・施設では防ぎきれない洪水氾濫による被害
- ※迅速・確実な避難・・・流域住民が予め避難経路・避難場所を把握し、またリアルタイムの 防災情報を入手し避難勧告等に基づき的確な避難を行う
- ※社会経済被害の最小化・・・人口・資産の集中する釧路市、釧路町、厚岸町、白糠町内の市 街地をはじめ、流域全体における想定最大規模の洪水による社会経済被害を軽減し、早期に 経済活動を再開できる状態

◆目標達成に向けた2つの取組

釧路管内の二級河川において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取組を実施。

- (1) 迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組
- (2) 洪水氾濫による広範囲にわたる浸水被害から社会経済被害を軽減するための的確な水防活動・早期復旧のための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」 を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2 参照)

1) ハード対策の主な取組(別紙2-1参照)

堤防整備等が整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、迅速かつ確 実な避難行動に資するツールが不足している。これらを踏まえたハード対策における主 な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
◆洪水氾濫を未然に防ぐ対策			l
河道掘削の実施	Q	H29 年度から	釧路総合振興局
◆危機管理型ハード対策			
堤防天端の保護(越水等が発生した場合でも決壊 までの時間を少しでも引き延ばす対策)	Q	H30 年度から	釧路総合振興局
◆避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の割	を備		
① 水害リスクの高い地区に対して、洪水時の避 難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	К	H30 年度から	釧路総合振興局、 釧路開発建設部
② 水防活動を迅速化できるよう既存土のうステーション等の資材を補充及び、防災資材備蓄施設の整備	N	H29 年度から	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 釧路開発建設部

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迅速かつ確実な避難のための避難行動に関する取組 (別紙2-2参照)

主な取組項目		目標時期	取組機関	
◆情報伝達、避難計画等に関する取組				
① 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	B C DM	H29 年度から	釧路市、釧路町標茶町、厚岸町、白糠町、 側路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察 釧路開発建設部	
② 市町の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	B C D	H30 年度から	釧路町、厚岸町、白糠町 釧路総合振興局	
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図 に基づいた地域防災計画の更新	C E G	H30 年度から	厚岸町、白糠町	
④ 水位周知河川以外の河川において、新たに水 位周知河川に指定する河川の検討及び、想定 し得る浸水区域や浸水深など水害危険性を 周知する方法の検討・調整	C E G	H29 年度から	釧路市、釧路町、厚岸 町、白糠町、釧路総合 振興局、釧路開発建設 部	
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・ 訓練等に関する取組を促進	Н	H29 年度から	釧路市、釧路町 厚岸町、白糠町 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察 釧路開発建設部	
⑥ 円滑な避難・氾濫後の復旧のための道路管理 者との連携	G	H30 年度から	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 北海道警察 釧路開発建設部	

(別紙2-3参照)

			(7)11120 2 7.11.7	
主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関	
◆平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組				
① 想定最大規模も含めた浸水想定区域図、家屋 倒壊等氾濫想定区域の公表	E	H29 年度から	釧路総合振興局	
② 想定最大規模も含めた浸水想定区域図に基づいたハザードマップの作成と周知	E	H30 年度から	厚岸町、白糠町	
③ 観光客や市町村外への通勤、通学等の住民に 対する平時及び発災時の効率的な情報発信 方法の検討を行う	A F H	H30 年度から	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、浜中町 釧路総合振興局 釧路開発建設部	
④ 釧路管内の河川の特徴を踏まえた幼少期からの防災教育の継続実施及び拡充	A F I	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、浜中町 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察 釧路開発建設部	
⑤ 関係機関及び地域住民を対象とした水防災 に関する講習会や研修の実施、避難訓練の実 施、自主防災組織等の住民意識向上など効果 的な対応を検討	A F I	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈町、 鶴居村、浜中町 釧路総合振興局 北海道警察 釧路開発建設部	
⑥ 住民の水防災意識啓発のための広報の充実 (ホームページ内の水害リスク情報や減災 の取組等の関連情報を一元的に情報発信し、 関係機関のホームページからアクセスし易 くする等)	A F I	H29 年度から	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈町、 鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局 釧路開発建設部	
⑦ 釧路管内市町村間での防災・減災に係る情報 を共有する場への参画、市町村防災基本協定 の継続	J N O	継続実施	釧路市、釧路町 標茶町、厚岸町、白糠 町、弟子屈町、鶴居村、 浜中町	

② 広範囲にわたる浸水被害から社会経済被害を軽減するための的確な水防活動・早期復旧のための取組 (別紙2-4参照)

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関		
◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組				
① 重要水防箇所の見直しや確認を行う	JL	H29 年度から	釧路市、釧路町 厚岸町、白糠町、 釧路総合振興局 北海道警察 釧路開発建設部		
② 的確な水防活動を実施するべく、水防資機材 の充実、維持や関係機関との情報共有	K N O	H30 年度から	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 釧路開発建設部		
③ 関係機関と連携した水防訓練	J K L N	継続実施	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 北海道警察 釧路開発建設部		
◆氾濫水の排水活動及び施設運用に関する取組					
① 排水ポンプ車等の実働訓練の実施や、出動要請に係る関係機関との調整方法の確認	N P O	H30 年度から	釧路市、釧路町、標茶町、 厚岸町、白糠町、弟子屈 町、鶴居村、浜中町、 釧路総合振興局、 釧路開発建設部		

7. フォローアップ

本取組方針については、今後の取組状況を踏まえ随時見直しを行うこととしており、 毎年出水期前には、進捗状況を共有するなど持続的なフォローアップを行い、随時、取 組方針を見直すこととする。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察釧路方面本部·各警察署 釧路町 標茶町 恒岩町 白糠町 釧路開発建設部 浜中町 課題のまとめ 項目 庶路川、茶路川、和天別 西別川 尾幌川 全水系 対象水系 川、庶路川、音別川、尺 チョロベツ川 3時間失までの「洪水 避難勧告の発令の目安 警報の危険度分布」を トなる氾濫危険水位に達 ホームページ等で提供し 1.た時等に水位情報の通 ている。 ●防災情報の意味やその情報による対応が住民 知及び周知を行ってい 6時間先までの流域雨 には十分認知されていないことが懸念される る。【水位周知河川:尾 幌川、茶路川、庶路川】 量指数の予測値を気象庁 防災情報提供システムで 洪水時における河川管理 提供している。 者等からの情報提供等の 気象警報・注意報を発表 内容及びタイミング ・氾濫危険水位への到 し、現象ごとに警戒期間、 注意期間、ピーク時間帯。 達、重大な災害が発生す る恐れがある場合は、河 雨量などの予想最大値等を ●防災情報が適切に避難勧告等の発令に繋がる 危険度を色分けした時系列 川管理者から町へホット よう、情報提供の内容やタイミングを予め整理 日 ラインで知らせる。 【水 |で提供している。 する必要がある. 5日先までの「警報級の可 位周知河川:尾幌川、茶 能性」を提供している。 路川、庶路川】 現行の地域防災計画には、水位に対応した避 避難勧告等の発令者 難勧告等の発令基準や発令対象地区が明確に記 b 発令其進を地域防災 避難勧告等の判断・伝 多機関連携型タイムラ 避難勧告等の発令者。 +面に定めるほか避難勧 避難勧告等の発令者 避難勧告等の発令者 避難勧告等の発令者 ・避難勧告等の発令者 達マニュアル(水害編) 避難勧告等の発令基準 各市町村の避難勧告等 イン作成について、二級 イン作成に、いて、一版 河川での展開に向けて、 検討状況を情報提供して に記載し、その内容に基づき発令している。 告等の判断・伝達マニュ 発令基準を地域防災計画 発令基準を地域防災計画 発令基準を地域防災計画 発令基準を地域防災計画 発令基準及び発令につい 避難勧告等の発令基準 【作成例】を提供し、自 の検討の支援を行ってい アル (洪水編) に基づき に記載し、その内容に基 に記載し、その内容に基 に記載し、その内容に基 に記載し、その内容に基 ●防災情報が適切に避難勧告に繋がるよう、情 治体の作成を支援している。 て情報収集している。 づき発令している。 づき発令している。 づき発令している。 づき発令している。 報提供内容、避難勧告に着目したタイムライン 発令することとしてい や、避難勧告等の判断や伝達方法等を予め整理 することが求められる. ●これまで作成、配布済みの洪水ハザードマッ プは、今後、想定最大規模の洪水における避難 浸水想定区域を公表 場所や避難経路の検討が必要である。 し、自治体に通知してい ●浸水想定区域図が公表されていない河川が氾 【水位周知河川 今後、想定最大規模の・平成15年及び平成17年 濫した場合の避難場所・避難経路の検討に苦慮 尾幌川 (平成21年3日) 大雨・洪水を含む災害 降雨を対象とした洪水浸 に公表された浸水想定区 することが懸念される。 時の避難施設について地 茶路川 (平成17年7月) 水想定区域が公表され次 域図を基に、洪水ハザー 庶路川(平成15年3 域防災計画に定めてい 京、洪水ハザードマップ ドマップを作成し、浸水 月)】 ・避難施設について地域 る。 大雨・洪水を含む災害 を作成し、浸水範囲、避 範囲、避難所、避難場所 大雨、洪水を含む災害●洪水浸水想定区域図に記載された浸水深等の 防災計画及び避難勧告等 各市町村の避難場所・ 時の避難施設について地 難所、避難場所を周知す を周知している。 (平成 時の避難施設について地 情報がリスクとして充分に住民等に認識されないが、 は既然計画に定めてい 避難場所・避難経路 近年の内水被害を踏ま 想定最大規模の洪水を の判断伝達マニュアル 避難経路について情報収 域防災計画に定めてい る予定である。 21年9月) (平成29年5月 (洪水編) に定めてい え、内水ハザードマップ 対象とした洪水浸水想定 域防災計画に定めてい 集している。 改訂) 【茶路川、庶路 【尾幌川】 を作成し、防災意識向上 区域図を作成中。 のため町内全戸配布し周 【水位周知河川】 ・大雨、洪水を含む災害 知している。 (平成28年 4月) ●避難経路が通行できない場合の予備の避難経 時の避難施設について地 ・上記以外の河川に関わ 水位周知河川以外の河 路や避難場所の指定が不十分であり、いざとし 域防災計画に定めてい る避難施設について地域 川においても想定し得る う時に避難路が浸水しているなど、迅速な避難 防災計画に定めている。 浸水区域や浸水深など水 ができないことが懸念される。 害危険性の周知について ●避難経路に位置する橋が通行止めとなた場 合、要配慮者利用施設などの避難に時間を要す ることが懸念される。 ・避難に関する情報及び 避難の際の注意事項等を ●高気密性住宅が多いことに加え、大雨・暴風 避難に関する情報及び 防災無線・広報車・消防 により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。 辟難の際の注意事項等を 車などにより情報伝達し 河川水位の情報をホー 要配慮者利用施設の管 大報車・消防車、防災行 避難に関する情報及び●登録制情報配信メール、ホームページ、緊急 避難に関する情報及び ムページ等を通じて伝達 政無線、FMくしろ、ホー 理者向け説明会を実施し 放無線、トmくしつ。ハ ムページ。各線制メール 塑鞋の際の注意事項等を 防災無線・広報車・消防 避難の際の注意事項等を 防災無線・広報車・消防 避難の際の注意事項等を 防災無線・広報車・消防 過難の際の注意事項等を 防災無線・広報車・消防 過難の際の注意事項等を トロルカンドにより情報 関防薬無線・広報車・消防 北海道情報防災情報シ している。 速報メール等により各種防災情報を発信してい 気象情報、注意報、警 避難の際の注意事項等を ている。 避難に関する情報をパ (テム(Lアラート)に るが、観光客や要配慮者へ伝えたい情報が正し 住民等への情報伝達の体 報等の情報をホームペー 防災無線・広報車・消防 北海道防災情報システ 「報道(NHK)と連携 ジ等を通じて伝達している。 トカー等により広報して く伝わっているか懸念される。 川の防災情報により水 車などにより情報伝達し 制や方法 ムの登録制メールで氾濫 ている いる。 位、雨量情報をホーム ている。 伝達している。 ・ホームページをリ 危険水位等に達した際に 達している。 ページを通じて伝達して ニューアルし、町内の気 通知できるようにしてい いる。 象情報、水位・雨量情報 る。【水位周知河川】 ●防災情報の意味やその情報による対応が住民 辟難情報の提供をしてい などの防災情報をまとめ には十分認知されていないことが懸念される ている (H29)。 ・防災教育「ちびっこワ 災害時の避難のあり方 学校の授業や出前講座 標茶町内の小学生を対 ·デー」を実施してい を考えることで事前の備 を通じた防災教育・研修 象に、防災・河川環境教 防災教育及び、護習会・ 避難所運営ゲーム ・避難所運営ゲーム えの重要性を学ぶため避 ・ 游難所運営ゲーム ●住民の防災意識向上のため、住民対象の護習 ・市町が行う講習会・研 等を実施している。 育を実施している。 避難所運営ゲーム 地域住民対象の防災講 市町が行う講習会・研 研修・訓練等に関する事 (HUG) 北海道版の取組 (HUG) 北海道版の取組 難所運営ゲーム (HUG) (HUG) 北海道版の取組 会・研修・訓練及び幼少期からの防災教育を実 避難所運営ゲーム 避難所運営ゲーム (HUG) 北海道版の取組 修、学校の授業への支援 話を行っている。 修、学校の授業への支援 を行っている。 を行っている。 北海道版の普及や指導者 を行っている。 施・継続していくことが求められる。 (HUG) 北海道版の取組 (HUG) 北海道版の取組 を行っている。 の育成を行っている。 (→中学校、養護学校で を行っている。 を行っている。 (その他から移行) 宝施 H28) ●水防団員が減少傾向にあるため、想定最大規 ・避難誘導は、地域防災 ・避難誘導は 地域防災 · 避難誘導は 地域防災 模の洪水時において避難誘導時の人員が不足す 避難誘導は、各市町 計画に基づき町職員(消 計画に基づき町職員(消 ることが懸念される。 避難誘導体制 防含む)、警察官、水防 防含む)、警察官、水防 防含む)、警察官、水防 防含む)、警察官、水防 防含む)、警察官、水防 村、消防等防災関係機関 防含む),警察官,水防 ●地域防災計画には、市町職員、警察、水防団 | 10日(一消防団員)が実 | 10日(一月) | 10日(日月) | 10日(日日) | 10日(日日) | 10日(日日) | 10日(日日) 団員(=消防団員)が実 と連携し実施する。 それぞれの役割が明確に規定されておらず、出 施する。 動時の混乱が懸念される。

② 水防に関する事項											— 极冲 川	
項目	釧路市	釧路町	標茶町	厚岸町	白糠町	釧路総合振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	浜中町	課題のまとめ	
河川水位等に係る情報提供	・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水 防団や住民に対して伝達 系統図により情報伝達し ている。	防団や住民に対して伝達		防団や住民に対して伝達	・河川管理者、気象庁からの発表等に基づき、水 防団や住民に対して伝達 系統図により情報伝達し ている。	・基準観測所の水位により水防警報を発表し、水位情報の通知なび周知を 行っている。【水位周知 河川:尾幌川: 茶路川、 庭路川】 ・その他、水位計を設置 している河川について、 ホームページを通じ伝達 している。	警報の危険度分布」を ホームページ等で提供し ている。 ・6時間先までの流域雨 量指数の予測値を気象庁 防災情報提供システムで	・河川管理者から発表される水防警報による水位情報の通知報を受ける他、川の防災機等により、水位・雨量を情報収集している。	・川の防災情報により水位、雨室情報をホーム ベージを通じて伝達して いる。		●河川水位、洪水予報、水防警報等の情報等、個々の水防団員への周知が不十分である。 ●水位計が設置されていない河川において、洪水時にリアルタイムに水位情報を得て、危険度を把握することができない。	к
重要水防篋所	・道管理区間の重要水防 箇所市水防計画に記載し 現地の状況を確認してい る。	・重要水防箇所は適宜、 現地の状況を確認してい る。		・重要水防箇所は適宜、 現地の状況を確認してい る。	・重要水防箇所は適宜、 現地の状況を確認してい る。	・水防上特に注意が必要 箇所を重要水防箇所に指 定し、北海道のホーム ページで公表している。 ・洪水時は基準水位に達 したとき、または、下降 した時点で河川巡視を 行っている。		・平常時から水害危険箇 所を把握し、パトロール を実施している。	・大雨時など、開建関係 箇所における道路等バト ロールを活用し川の情報 を伝達している。		●近隣住民、水防団へのリスク情報の周知が十分とは言えない。 ●水防活動員(職員等)による水位観測時の避難を含めた安全対策が不十分である。 ●洪水時の堤防や河川水位の状況など、河川管理者と関係自治体及び関係機関での速やかな情報共有が十分になされない懸念がある	L
水防資機材の整備状況	・水防連絡協議会で毎年 水防資機材の保有状況に ついて確認をしている。 ・水防資機材は、釧路市 防災庁舎、湿原の風ア リーナ、釧路川水防セン ター等に保有している。	・水防連絡協議会で毎年 水防資機材の保持状況に ついて確認をしている。 ・水防資機材は役場倉庫 等に保有している。 ・主要箇所に土のラス デーションを設置してい る。	・水防連絡協議会で毎年 ・水防連絡材の保有状況に ついて確認をしている。 ・水防資機材は役場倉庫 ・水防労機材は役場合。 ・水防労化ではこれる。 ・支材倉にこれる。 ・支材倉によのう(土を入れた状態)のストックを準備している。	・水防資機材は役場水防 倉庫に保有している。	・水防資機材は役場地下倉庫等に保有している。	・水防連絡協議会で毎年 水防資機材の保有状況に ついて確認をしている。 水防資機材は釧路地区 防災資器材備蓄セン ター、出援所倉庫等に保 有している。		・災害対策資機材を方面 本部・各警察署に保有し ている。	・水防連絡協議会で毎年 水防資機材の保有状況に ついて確認をしている。 ・水防資機材は釧路地区 水防強のは、標茶防災ス である。 ・災害対策用機械(排水 ボンブ車、照明車)を水 防拠点、河川防災ステー ションに配置している。	場水防倉庫に保有している。 ・茶内クリーンセンター 横に土のう(土を入れた 状態)のストックを準備 している。	●災害対策用機械は、平常時から定期的な保守 点検を行うとともに、自治体と連携した機械訓 様と実施の上で、常時、災害発生による出動体 制を確保する必要がある。 ●排水活動が多地点で行われる場合の災害対策 用資機材の不足が懸念されるとともに、資機材 の共有方法や相互支援の方法が確立されていな い。 ●近年、大規模洪水が発生していないことか ち、土のう製作をはじめとする水防資機材の使 用に関する知識・技術が不十分である。	Ν
その他	路管内8市町村防災基本		・災害時の物資提供や職員派遣などについて「釧路管内8市町村防災基本協定」を締結している。	・災害時の物資提供や職 員派遣などについて「釧 路管内8市町村防災基本 協定」を締結している。	・災害時の物資提供や職 員派遣などについて「釧 路管内8市町村防災基本 協定」を締結している。				やテックフォースによる	・災害時の物資提供や職 員派遣などについて「釧 路管内8市町村防災基本 協定」を締結している。		
	場合に現地の状況観察を 行ない、不測の事態に緊	水位の上昇が予想される 場合に現地の状況観察を 行ない、不測の事態に緊	・自主防災組織のカバー 率の向上や企業、商店街 との協定を締結し、災害 発生時の協力体制を整え ・大雨、長雨によりされる。 場合に現地の状況蝦豚を 行に対処・不測の事態に緊 急に対処できる体制を整 えている。	・大雨、長雨におり河川 水位の上昇が予報される 場合に現地の状況観察 行ない、不測の事態に緊 急に対処できる体外を整 えている。 ・頻繁に氾濫する河川) (借遺河川)に簡易な監 視力メラを設置している (H29)。	・大雨、長雨により河川 ・大西、長雨により河川 ・大田の上昇が予想される 場合に現地の状況観察を 行ない、不測の事態に緊 急に対処できる体制を整 えている。				の連携を迅速に行うた め、河川洪水対応演習、	場合に監視カメラなどで 現地の状況観察を行ない、不測の事態に緊急に 対処できる体制を整えて	●不測事態に緊急に対処できる体制を整えているが、経験したことのない洪水により、対処できる体制を越える事態も懸念される。	0
										II		
③ 氾濫水の排水、施設 項目	選用寺に関9 の争場 釧路市	釧路町	標茶町	厚岸町	白糠町	釧路総合振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	浜中町	課題のまとめ	
排水施設、排水資機材の 操作・運用	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に水防団等への貸し出し が可能である。	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に水防団等への貸し出し が可能である。	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に水防団等への貸し出し が可能である。	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に水防団等への貸し出し が可能である。	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に水防団等への貸し出し が可能である。	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に市町村等への貸し出し が可能である。			・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に市町村等への貸し出し が可能である。	・水防資機材は資材庫等 に保有しており、非常時 に水防団等への貸し出し が可能である。		
						・樋門の操作点検を出水 期前に実施している。 【道管理河川】			・水防体制強化のため、排水防貨機材を活用し、排水防貨機材を活用し、排水削線を実施している。・災害対策用機械(排水ボンブ車等、照明車)の内水排除対策を実施している。・樋門の操作点検を出水期前に実施している。		●大規模浸水時に効率的に排水を行うため、関 係機関の連携による排水手段の検討を行う必要 がある。	
④ 河川管理施設の整備	に関する事項											
項目	釧路市	釧路町	標茶町	厚岸町	白糠町	釧路総合振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	浜中町	課題のまとめ	\equiv
堤防等河川管理施設の現 状の整備状況及び今後の 整備内容						・流下能力が不足してい る道管理区間において、 河道掘削等を実施してい る。					●計画断面に対し、高さや幅が不足している堤 防や流下能力が不足している河道があり、洪水 により氾濫するおそれがある。	
											L	لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ

1) ハード対策の主な取組 具体的な取組の柱 事 項 具体的取組 ◆洪水氾濫を未然に防ぐ対策 実施する機関 目標時期 釧路市 釧路町 標茶町 厚岸町 白糠町 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察釧路方面本部・各警察署 釧路開発建設部 弟子屈町 鶴居村 浜中町 河川改修工事の実施 (尾幌川、春採川、阿 寒川) 河道内樹木の維持管 河道掘削の実施 Q H29年度から 理のあり方に基づき、 河道内樹林の伐採や河 道掘削を実施 ◆危機管理型ハード対策 堤防天端の保護(越水等が発生し 堤防の天端保護(舗 た場合でも決壊までの時間を少し Q でも引き延ばす対策) H30年度から 装)対策箇所の検討及 び実施 ◆避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 洪水時に特化した低コストの水位計(危機管理型水位計)の設置を ① 水害リスクの高い地区に対し 水位計(危機管理型 て、洪水時の避難勧告等の発令判 K 断に活用する水位計の整備 H30年度から 等)の設置の検討及び整備 ② 水防活動を迅速化できるよう 既存土のうステーション等の資材 を補充及び、防災資材備蓄施設の 整備 標茶地区河川防災ス テーション、釧路地区 水防拠点において資材 等の補充を行う 等の補充を行う

具体的な取組の柱 事 項		目標時期	ALI DE -1-	ALIEN III					る機関		AMAR 20 24 24 25 1-			1
具体的取組		₩ 195 × 1701	釧路市	釧路町	標茶町	厚岸町	白糠町	釧路総合振興局	釧路地方気象台	北海道警察釧路方面本部・各警察署	釧路開発建設部	弟子屈町	鶴居村	
≝実な避難のための避難行動に関する :達、避難計画等に関する取組	取組													
連、 整理計画等に関する収報 (1) 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認	B C D M	H29年度から	位の状況などの情報に ついて河川管理者及び	洪水時の堤防や河川水 位の状況などの情報に ついて河川で情報に 切関係機関と情報共有す る方法の検討	位の状況などの情報に ついて河川管理者及び	ラインを策定する【尾 幌川】 洪水時の堤防や河川水 位の状況などの情報に	路川、庶路川】、 洪水時の堤防や河川水 位の状況などの情報に ついて河川管理者及び	ラインの策定に対する 支援【尾幌川、茶路 川、庶路川】 洪水時の堤防や河川水 位の状況などの情報に	タイムラインの充実に 対する支援	洪水時の堤防や河川水 位の状況などの情報に ついて河川で増名及び 関係機関と情報共有す る方法の検討	多機関連携型タイムライン検討状況の情報提供(釧路川標茶地区)減以協議会を活用し、 リエゾンで活動状況を情報は 対エゾンである。 対エゾンである。 報提供			
② 市町の避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	B C D	H30年度から	【策定済】	各地域における避難動 告等の発令を判断する ための情報や、住民 の情報伝達方法・伝向 情報に可なる でに のマニュアルを作成する		告等の発令を判断する ための情報や、住民へ の情報伝達方法・伝達 内容について職員向け	ための情報や、住民へ の情報伝達方法・伝達	編) 【作成例】の提供 等、自治体の作成を支						
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた地域防3 計画の更新		H30年度から				係る浸水想定区域等に 基づいて、避難場所等 を検討し、必要に応じ	想定最大規模の洪水に 係る浸水想定区域等に 基づいて、避難場所等 を検討し、必要に応じ で地域防災計画を更新 する							
④ 水位周知河川以外の河川において、新たに水位原知河川に指する河川の検討及び、都定に得遠水区域や浸水深など水害危険を周知する方法の検討・調整	E CE	H29年度から	川において、想定し得 る浸水区域や浸水深な ど水害危険性を周知す	水位周知河川以外の河川において、想定し得る浸水区域や浸水深なる浸水区域を浸水深など水電危険性を周知なる方法について検討・調整する。		川において、想定し得 る浸水区域や浸水深な		想定し得る浸水区域や			国が行う水害危険性の 周知に係る情報提供			
⑤ 要配慮者利用施設における避難場所の確保・訓練等に関する取組を促進		H29年度から		避難確保計画の策定や 訓練等に関する取組を 促進する			避難確保計画の策定や 訓練等に関する取組を 促進する	者向けの説明会など、	要配慮者利用施設管理 者向けの説明会など、 要配慮者支援体制の構 築への支援	要配慮者利用施設における訓練への支援	要配慮者利用施設管理者向けの説明会など、要配慮者支援体制の構築への支援			
⑥ 円滑な避難・氾濫後の復旧の ための道路管理者との連携	G	H30年度から	り、避難経路等を検討	道路管理者と連携を図 り、避難経路等を検討 し、必要に応じ地域防 災計画を更新する	り、避難経路等を検討 し、必要に応じ地域防	り、避難経路等を検討	り、避難経路等を検討	日 情報土有ち注め遊		道路管理者と連携を図 り、情報共有方法や避 難経路等を検討	道路管理者と連携を図 り、情報共有方法や避 難経路等を検討	り、避難経路等を検討 し、必要に応じ地域防	道路管理者と連携を図り、避難経路等を検討し、必要に応じ地域防災計画を更新する	り、避難

別紙2-3

二級河川

2) ソフト対策の主な取組 具体的な取組の柱 事 項 具体的取組 実施する機関 目標時期 釧路市 釧路町 煙茶町 原岸町 白蛛町 釧路総合振興局 釧路地方気象台 北海道警察釧路方面本部・各警察署 釧路開発建設部 弟子屈町 鶴居村 近中町 ◆平時から<u>の住民等への周知・教育・訓練に関する取組</u> 尾幌川、茶路川、庶路 川の想定最大規模を含 想定最大規模も含めた浸水想 定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区 E H29年度から めた洪水浸水想定区域 域の公表 図を作成・周知する 想定最大規模の洪水に 想定最大規模の洪水に ② 想定最大規模も含めた浸水想 係る浸水想定区域図に 係る浸水想定区域図に 定区域図に基づいたハザードマッ E H30年度から プの作成と周知 基づいて、ハザード マップを作成・周知を 行う 観光客や市町村外への 観光客や市町柱外への 観光客や市町柱外への 観光客や市町柱外への 観光客や市町柱外への 観光客や市町柱外への 観光客や市町村外への 観光客や市町村外への ③ 細米客や市町村外への通勤 通勤、通学等の住民に 対する平時及び発災時 通動、通学等の住民に 通動、通学等の住民に 通動、通学等の住民に 通動、通学等の住民に 通動、通学等の住民に 対する平時及び発災時 対する平時及び発災時 対する平時及び発災時 付きる平時及び発災時 内情報発信方法の検討 の情報発信方法の検討 の情報を指する 通勤、通学等の住民に 対する平時及び発災時 通学等の住民に対する平時及び発 AF H30年度から 災時の効率的な情報発信方法の検 の情報発信方法の検討 の情報発信方法の検討 について情報提供を行 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 を行う。 町内の小学校を中心と 市内の学校の授業及び 釧路川の防災教育事例 町内の学校の授業及び した"防災・河川環境数 町内の学校の授業及び 町内の学校の授業及び 田内の学校の授業及び 田前議座を中心とした。 「育を継続業施し、地域、出前議座を中心とした。 出前議座を中心とした。 出前議座を中心とした。 出前議座を中心とした。 出前議座を中心とした。 出前議座を中心とした。 出前議座を中心とした。 は前議座を中心とした。 は前議座を中心とした。 は前議座を中心とした。 は前議座を中心とした。 は前議座を中心とした。 は前議座を中心とした。 は前途を検討 防災力の戸上を推進す 防災教育の実施を検討 防災教育の実施を検討 防災力の無を検討 ④ 釧路管内の河川の特徴を踏ま 町内の学校の授業及び 出前講座を中心とした 出前講座を中心とした 防災教育・研修等の実 をもとに釧路管内で活用できるよう支援状況 継続実施 えた幼少期からの防災教育の継続 防災教育の実施を検討 実施及び拡充 等の情報提供を行う ⑤ 関係機関及び地域住民を対象 関係機関と調整し、水 防訓線(水防演習)の参加または実施 の参加または実施 の参加または実施 とした水防災に関する識習会や研 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ 講習会、研修、訓練へ の参加または実施 の参加または実施 の参加または実施 の参加または支援 修の実施、避難訓練の実施、自主 継続実施 防災組織等の住民意識向上など効 果的な対応を検討 ⑥ 住民の水防災意識啓発のため 減災の取組に関する情 の広報の充実(ホームページ内の水害リスク情報や減災の取組等の 減災の取組に関する情。減災の取組に関する情。減災の取組に関する情。減災の取組に関する情。減災の取組に関する情。減災の取組に関する情。減災の取組に関する情。減災の取組に関する情報を市のホームページ、報を町のホームページ、報を町のホームページ、報を町のホームページ、報を卸路総合振興局の 報を、河川情報等とと一 減災の取組に関する情 減災の取組に関する情 減災の取組に関する情 報を前のホームページ 報を前のホームページ 関連情報を一元的に情報発信し、関係機関のホームページからアク 内で共有 内で共有 内で共有 内で共有 内で共有 ホームページ内で共有 の目を引く情報発信に 内で共有 内で共有 内で共有 ついて検討する セスし易くする等) 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 釧路川外減災対策協議 会への参画 会への参画 会への参画 会への参画 会への参画 会への参画 会への参画 会への参画 会への参画 場路管内8市町村防災 観路管内8市町村防災 基本協定の継続 基本協定の継続 基本協定の継続 基本協定の継続 ⑦ 釧路管内市町村間での防災・ JΝ 会への参画 会への参画 会への参画 継続実施 | 本代の多画| 釧路管内8市町村防災 基本協定の継続 基本協定の継続 基本協定の継続 滅災に係る情報の共有手段

別紙2-4

二級河川

2) ソフト対策の主な取組 具体的な取組の柱 事 項 (上体的取組 ②広範囲にわたる漫大被書から社会教育被書を軽減するた ◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組 実施する機関 目標時期 釧路総合振興局 釧路市 釧路町 煙茶町 原岸町 白蛛町 釧路地方気象台 北海道警察釧路方面本部・各警察署 釧路開発建設部 弟子屈町 鶴居村 近中町 るための的確な水防活動・早期復旧のための取組 重要水防箇所の見直し 及び、重要水防箇所の ① 重要水防箇所の見直しや確認 重要水防箇所の情報共 重要水防箇所の情報共 JL H29年度から 共同点検への参加 共同点検への参加 共同点検への参加 共同点検への参加 共同点検を行う 水防資機材の補充を行 方など充実・維持を図 り、銀筋川外減災対策 協議会での情報共有を 行う 行う 水防資機材の補充を行 水防資機材の補充を行 水防資機材の補充を行 水防資機材の補充を行うなど充実・維持を図 うなど充実・維持を図 うなど充実・維持を図 うなど充実・維持を図 うなど充実・維持を図 りなど充実・維持を図 りなど充実・維持を図 りなど充実・維持を図 りなど充実・維持を図 り、銀路川外減災対策 い 銀路川外減災対策 (協議会での情報共有を行う) ② 的確な水防活動を実施するべ く、水防資機材の充実、維持や関係機関との情報共有 H30年度から 水防訓練への参加、協 ③ 関係機関と連携した水防訓練 継続実施 水防訓練の実施、参加 水防訓練の実施、参加 水防訓練の実施、参加 水防訓練の実施、参加 ◆氾濫水の排水活動及び施設運用に関する取組 ① 排水ポンプ車等の実働訓練の 実施や、出動要請に係る関係機関 | 翻路川外減災対策協議 | 翻路川外減災対策協議 | 翻路川外減災対策協議 | 翻路川外減災対策協議 | 翻路川外減災対策協議 | 銀路川外減災対策協議 | 銀路川外減災対策協議 | 銀路川外減災対策協議 会を活用し、毎年体制 会を活用し、毎年体制 を確認する | 金値認する | 金値認する | 金値認する | 金値認する | 釧路川外減災対策協議 載路川外減災対策協議 会を活用し、毎年体制 会を活用し、毎年体制 を確認する を確認する 0